## テクノプラザ愛媛別館交流型会議室改修業務委託仕様書

#### 1. 業務名

テクノプラザ愛媛別館交流型会議室改修業務委託

#### 2. 業務の目的

令和4年4月にテクノプラザ本館と別館に点在していた各種相談窓口を別館に集約したことに伴い、テクノプラザ愛媛別館1階にある交流会議室を複数の相談ブースを備えた相談室に改修することにより、相談業務の円滑化を図る。

本業務は、交流型会議室を相談室に改修するにあたり、既存設備の撤去や新施設のデザイン・設計・施工・施工管理等、施設改修に必要となる業務を行うものである。

## 3. 業務実施場所

松山市久米窪田町487番地2 テクノプラザ愛媛別館1階交流型会議室(153.36 m²)

### 4. 業務期間

契約締結日から令和5年1月31日(火)までとする。

# 5. 改修業務の概要

(1) 既存設備の撤去

既存設備の撤去・処分を行うこと。

(2) 相談室の整備

デザイン性および機能性の高い相談室を整備すること。

① エリアの整備

次のエリアを整備すること。

# ア. 相談ブースエリア

- ・明るく開放感のある空間でデザイン性が高く、打ち合わせや相談に最適なレイアウトとすること。
- ・相談ブースは4部屋以上設けること。
- ・完全個室で防音、換気、照明、空調等の各機能を有し、室内で WEB 会議が可能な環境とすること。
- ・各ブースに機械式の換気窓及び消防設備を設置すること。
- ・各席 PC 作業に支障が生じないように AC/USB 電源、LAN コネクタを完備すること。
- ・各ブースの入口はブース番号が一目で判別できるようにすること。

## イ. 共用エリア

・相談室入口から各ブースへの動線となるエリアを設け、各ブースが共有する必要が ある備品を設置すること。

#### ② 整備する備品

①に記載するほか、次の備品を設置すること。

## ア. 各相談ブース

4名が余裕をもって着席可能なテーブルと椅子、アクリル板(机上に設置)、ノートPC(第 10 世代 Core-i シリーズ以上、メモリ 8GB 以上、USB-C および HDMI ポート、SSD256GB 以上)、40 インチ以上のモニタ (HDMI ポート)、稼働式ディスプレイスタンド、広角Webカメラ (フル HD 以上)、スピーカーフォン (無指向性、エコー・ノイズキャンセリング機能)、ホワイトボード、スキャナー (A4・5・6 および B5・6 サイズ自動検出、解像度 600dpi 以上、自動給紙機構、両面同時読取)、空気清浄機、ハンディ式検温器、パンフレットラック、OAタップ (USB-Aポート有)、内線電話機(各1台以上)、コ

## ートハンガー(6人分)

#### イ. 共用エリア

自動センサー式のハンド除菌装置、シュレッダー(安全装置付き、最大裁断枚数 A4 上質紙約 17 枚程度以上)、スタンド式検温器(以上、各 1 台以上)

#### ③ 内装

- ・施設全体として統一感があり、デザイン性の優れた内装とし、空間を広く見せる 工夫をすること。
- ・床タイルおよび壁紙は張り替えること。
- ・照明はデザイン性等を考慮し、交換、設置を行うこと(LED 照明)。また、必要に応じてセンサー式照明を設置すること。

### ④ 出入口

- ・テクノプラザ愛媛別館の入退室システムを活用したセキュリティ機能を有するドア に改修すること。
- ・出入口に施設名を表示すること。

# ⑤ 防犯カメラの設置

・共用エリアに360度カメラを設置し、既存の防犯カメラシステムに組込むこと。

### ⑥ 無線 LAN の設置

・えひめ産業振興財団のネットワークに接続すること。(既存のえひめ Free Wi-Fi の機器は撤去)

## ⑦有線 LAN の設置

- ・えひめ産業振興財団のネットワークに接続すること。
- ・相談ブースの各部屋に1箇所以上、共用エリアに1箇所以上 LAN 接続ポートを設置すること。
- ・伝送速度・規格は、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T とすること。

### 8 その他

- ・使用資材等は、安全性や環境に配慮したものを採用し、設計・施工についても安全 性や耐震性等を確保すること。
- ・上記以外において、より快適でデザイン性の高い施設とするにあたり、必要な事項 について、独自で提案すること。

#### 6. 業務上限金額

32,890,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

## 7. 支給品

なし

消耗品、雑材料、工具、測定器、仮設足場、その他改修業務に必要な資機材、物品等は、受注者で調達すること。

## 8. 業務要件

- (1) 改修現場の確認及び施工図を提出すること。受注者は、当該改修の現状を調査して、施工計画書(工程表、施工図面)を提出し、発注者の承認を得た上で施工を開始すること。
- (2) 改修業務は、必要に応じ、発注者の立会いのうえで実施するものとする。
- (3) 業務によって生じた廃材等は、受注者が適正な方法で処理することとする。

- (4) 業務の実施に起因する騒音や振動などについて受注者は、テクノプラザ愛媛施設利用者や 一般来館者、入居企業・団体へ十分な配慮、ならびにテクノプラザ愛媛管理運営業務への 影響を最小限に抑えるよう、事前に発注者と協議し、対策を講じるものとする。
- (5) 業務の作業時間は、来館者や入居者等に配慮し、概ね、平日もしくは土曜日の午前9時から午後5時までとし、日曜日・祝日の業務については事前に発注者と協議することとする。
- (6) 受注者は、業務の完了後、遅滞なく速やかに発注者へ通知し、検査を受けるものとする。
- (7) 受注者は、改修後のネットワーク設備の全機能、空調設備、電気設備等が機能しているかについて動作試験を実施し、十分に確認してから発注者に引き渡すこと。
- (8) 受注者は、完成検査前に、完成図、完成写真のほか、設備・材料の仕様書及び施工時の写真をとりまとめ、A 4 縦判により 2 部提出するとともに、CD-R 等電子媒体 1 部を提出すること。なお、電子媒体中のファイル形式は、図面・仕様書は PDF 形式、写真は JPG 形式とすること。

## 9. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。